

入札監理小委員会
第649回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第649回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年1月26日（水）16:49～17:44

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）
3. 実施要項及び契約変更
○書面による手続のデータエントリ業務一式（特許庁）
4. 閉会

<出席者>

（委員）

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（日本年金機構）

日本年金機構国民年金部 西尾部長

日本年金機構国民年金部 西崎参事役

日本年金機構国民年金部 大島部員

（特許庁）

特許庁審査業務部出願課 大関課長

特許庁審査業務部出願課 西田総括班長

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第649回入札監理小委員会を開催します。

初めに、国民年金保険料収納事業の状況について、日本年金機構国民年金部、西尾部長より御説明をお願いいたします。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○西尾部長 日本年金機構国民年金部の西尾と申します。よろしくをお願いいたします。私からは、民間事業者に委託している国民年金保険料収納事業の実績報告につきまして、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

早速ですけれども、資料1の国民年金保険料収納事業の実績報告(令和2年度開始事業)、こちらの資料を御用意いただけますようお願いいたします。

それでは、まず1ページ、(1)の委託業務内容についてですが、機構が実施しております国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収対象者を除く滞納者に対しての納付督促、免除申請勧奨等の業務を委託してございます。

令和2年度の開始事業は17の地区、304の年金事務所におきまして、その下にございます①から④の業務、これを実施してございます。

次に、今回報告する期間、これは(2)の委託期間になりますが、それが下線部分の第1期となっております。

受託事業者は、(3)に記載がありますように、アイヴィジット・東洋紙業共同企業体がまず1つ、もう1者、株式会社バックスグループの2者、この2者で受託をしてございます。

その下に米印がございしますが、地区ごとの詳細につきましては別に用意させていただいておりますので、右上の資料A-2の別添1、ご用意してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、その下、(4)の受託事業者決定までの経緯を御説明させていただきます。

令和2年度開始事業は、全国を18地区に分けて入札を実施しております。この18地区の入札に当たりましては、参加した業者、これ3者になりますが、応札を希望する地区ごとに提案書が提出され、機構内に設置してございます提案書評価委員会、ここに諮りました。3者が評価基準の要件を満たしていることを確認の上、その後、加点点項目審査を実施してございます。

昨年、令和2年の7月16日と17日の入札におきまして、17地区、304の年金事務所になりますが、予定価格の範囲であった参加業者に対して価格評価点を算出し、地区ごとに総合評価を行った結果、総合評価点、これが技術評価点と価格評価点、この合計点

になりますが、これが最も高い業者、それをそれぞれ落札者として決定してございます。

ここで、次の2ページになりますが、不調により落札が決定しなかった1地区、これ8つの事務所になりますが、実施要項のほうで契約期間6か月の延長規定がございましたので、協議を行いました、延長には至らなかったというのが経緯でございます。

この不調の1地区につきましては、改めて令和3年2月に入札を実施し、さきの17地区と同様の方法により、落札者を決定し、令和3年5月から事業を開始してございます。

続きまして、2の実施経費の状況になります。

その下の(1)の経費の比較を御覧ください。今回の事業、令和2年度の1期分、前回の事業、これが平成29年度3期分、平成30年度2期分、これを比較いたしますと、その下の表のとおり、前回の事業が約25.8億円、単月で見ますと約3.7億円に對しまして、今回は約26.3億円、単月で見ますと約3.8億円と、全体の経費でいうと約5,000万、単月でいいますと約700万程度増加してございます。

この増加した要因につきましては、令和2年4月に施行されましたパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律、正社員とパートタイム・有期雇用労働職員の間の不合理的待遇の差をなくす、いわゆる同一労働、同一賃金の考え方によりますけれども、これによって委託業者の業務従事者、これの賃金単価が上昇したことによるものと考えてございます。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。

(2)の増減額の措置の状況についてです。受託事業者に対して達成目標の達成状況等に応じて増減額措置を講じておりますが、その下の(3)の増減額措置の考え方に沿って増減額を計算しますと、表の下段、増減措置額、この額になってございます。これが約1.5億円の増減措置となっております。

今回の事業では増額となったわけですが、特に特記する事項といたしまして、4ページを御覧いただければと思います。

(ウ)の天災地変を理由とした達成目標の設定見直しのところで、これは台風、地震などの予測困難な天災地変により機構が受託事業者に対して業務を中止するよう求めたものについては達成目標の設定を見直す規定となっております。

特に新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、訪問督励を原則中止としていたところでございますけれども、今回の場合は、事業開始前からコロナの影響下にありましたので、当初から事業者はその影響を踏まえた督励計画を設定するよう指示をしていまし

た。このため、見直しの対象としていないということでございます。

続きまして、少し飛んで5ページを御覧いただければと思います。達成目標の達成状況についてです。

その下にあります3つの表、その一番上の表、これが今回の事業の達成率になってございます。達成状況を見ますと、現年度については未達成となっているものの、例年の達成率と同水準を確保してございます。その一方で、過年度1年目、2年目につきましては、それぞれ目標を達成してございます。

また、補足になりますけれども、現年度、過年度1年目、2年目の達成目標が、平成29年度開始事業から平成30年開始事業で一旦上がりまして、令和2年度開始事業で下がっていますが、これにつきましては、次の6ページの達成目標の算出方法というところを御覧いただければと思いますが、各事業期に、ここで、この算出方法の見直しを行っておりまして、それが下線部分になりますけれども、これによって少し数値が変則的になってございます。

見直しの内容につきましては、簡単に言いますと、平成29年開始事業から平成30年開始事業で納付期限内に納付された月数や前年度に獲得した月数、これを評価の対象としないということで分母が落ち、目標値が上がっています。

一方で、平成30年開始事業から令和2年開始事業では、事業者が接触し、その行為によって納付された月数、これに特化した評価にしたことで、逆に分子も落ちまして目標値が下がっていますが、いずれの目標値につきましても、業者にとって、自力で取った効果が評価として反映されやすい仕組みとなってございます。

また少し飛んでいただいて、8ページを御覧いただければと思います。(2)の実績報告についての調査についてです。

①にありますように、(ア)から(ウ)の項目につきまして調査を行っております。具体的には、滞納者1人当たりの督促回数の比較、滞納者1人当たりの納付月数の比較、納付月数1月獲得に要した費用について、比較対象期間を設けさせていただきまして調査をしてございます。

今回の事業が令和2年10月から開始のため、令和2年10月から令和3年4月の期間しか取れませんので、前回の事業も同時期、令和元年10月から令和2年4月として、その期間内で、それぞれ比較調査を行っております。

次に、②の調査結果のほうを御覧いただければと思います。

まずは（ア）の滞納者1人当たりの督促回数の比較についてですが、令和2年2月から令和3年4月の間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、訪問業務を原則中止してまいりましたので、その督促分につきましては、できる限り電話、文書において督促をすることでリカバリーをしてございます。

その結果、滞納者1人当たりの文書督促回数は、前回の事業が0.66回でしたけれども、今回は0.94回と上回ってございます。

なお、電話督促につきましては、前回事業より回数が減少している点につきましては、今回事業では、滞納者の未納月数に応じて、1人当たりに年間で督促しなければならない頻度を設定しており、事業者がその設定に基づき効率的に督促を実施した効果であると考えてございます。

次に、9ページを御覧ください。（イ）の滞納者1人当たりの納付月数の比較についてになります。

同様に訪問業務を原則中止してございましたので、今回は電話督促による納付月数を比較してございます。

その結果、前回の事業と今回の事業を比較いたしますと、前のページの滞納者1人当たりの督促回数は、前回から2.13回と下回っているものの、電話督促により今回接触できた滞納者1人当たりの納付月数につきましては、前回に比べると、今回は0.87月と上回ってございます。

調査の最後が、（ウ）の納付月数1月獲得に要した費用の比較になります。納付月数1月獲得に要した費用につきましては、前回に比べまして、今回は974.5円と上回ってございます。

上回った理由につきましては、2ページで御説明した実施経費の比較でも御説明をしましたが、業務従事者の賃金単価の上昇、こういったものにより経費が増加したものが大きな要因と考えてございます。

説明いたしました大きな項番2の実施経費の比較、あと項番3の達成目標の達成状況、今御説明させていただきました調査の結果を踏まえまして、4におきまして評価の取りまとめを整理してございますので、最後に4の評価のまとめを御覧いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、訪問業務を中止するなど様々な制約がある中で、達成目標は現年度につきましては未達成となっているものの、例年の達成率と同水準を確保するとともに、過年度1年目、2年目につきましては達成しておりますので、おお

むね良好に事業が実施されていたものと評価することができるのではないかと考えてございます。

今後、令和5年度開始事業、この次期調達に当たりましては、新規の参入により、これまで以上に競争性が高まり、督励品質の向上と適正価格が実現できる環境の整備について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 承知いたしました。続きまして、事務局より、国民年金保険料収納事業の評価(案)について御説明いたします。資料A-1を御覧ください。

事業の概要につきましては、日本年金機構より説明がございましたので、割愛いたします。

評価につきまして、総務省案として、市場化テストを次期も継続することが適当であるとしております。

以下、本事業の質の確保及び向上を図るために確保されるべき質の達成状況について検討したところでございます。

先ほど機構より説明がありましたとおり、目標納付率の達成状況につきましては、前回事業と指標が異なる点に留意する必要がありますが、令和2年度開始事業につきましては、現年度については目標を下回ったものの、例年と同水準を確保している、過年度1年目、過年度2年目については、それぞれ目標を上回っている状況でございます。

実施経費につきましては、前期より1.9%増加しており、その要因は、令和2年4月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律により受託事業者の業務従事者の賃金単価の上昇であるものと考えております。

実施状況の検討といたしましては、特に電話督励に関し、督励回数が減少したものの、納付者1人当たりの獲得月数は今回事業が前回事業を上回っている点、業務を効率的に実施していると評価できると整理してございます。

まとめといたしまして、ここまで申し上げましたとおり、達成目標につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う戸別訪問業務中止など様々な制約がある中、現年度は未達成ながら例年と同水準を確保し、過年度は、それぞれ達成していることは評価するこ

とができると考えております。

一方、実施経費が増加している点、また受託事業者の決定について、18地区のうち9地区で1者応札となった点について、課題が認められました。

今後の方針といたしまして、経費削減効果及び競争性の確保において課題が認められるため、次期事業については、両課題に検討を加えた上で、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減、そして国民年金保険料納付率の向上を図っていく必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。どうも御説明ありがとうございました。いただいた資料を拝見したところ、今回の入札対象地区は18地区あったと伺っております。そのうち、1者応札は何地区ぐらいあったのでございましょうか。

○事務局 事務局でございます。資料A-3の3ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらに各地区の開札結果を、機構のほうで用意いただいております。

○辻副主査 これによると18地区中、数えていくと、1者だけ書いてあるのが10個あるので、10地区が1者応札だという理解でよろしいのですか。

○西尾部長 はい。それで結構でございます。

○辻副主査 なるほど。ちなみに、今回のこの18地区でございますか。これ前回の期間における入札に関しては、全ての地区において複数入札だったという理解で合っていますでしょうか。

○大島部員 国民年金部の大島でございます。前回、平成29年と平成30年と2回に分けて、こちら入札を実施しております。こちらにつきましては、基本的には、ほぼ全ての地区において複数者の入札がございました。ただ、一部地区において1者入札があったと記憶してございます。私も今、手持ちがございませんので正確では、ないので、後ほど正式には御回答させていただきます。そちらについては、今回よりは入札者は多かったと記憶してございます。

○辻副主査 ありがとうございます。ですと、今回1者応札が増えてしまった原因として、

機構では、何か分析はなさっていらっしゃいますでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。もともと年々、参加する業者が少なくなっております。これが大きな原因だと思っておりますので、次回、これが5年5月開始事業になりますけれども、それに当たりましては、実施要項等、こういったところの見直しなどして、できる限り多くの事業者が参入できるよう見直しをしていきたいと考えてございます。そういった点を、またこの委員会におきまして、いろいろ御提示をさせていただいて、御議論させていただければと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。そうしますと、この機構が作られた資料1の9ページ目、最後の部分でございます。資料1の9ページ目でございます。最後のパラグラフ拝見していると、令和5年度開始事業に関しましては、新規事業者の参入によって競争性を高めると読めるようなことが書いてございますけれども、この新規事業者が入ってくるような何か期待というもの具体的にあるわけなんでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。現時点で、明確にお答えすることはできないのですが、基本的には、今言った実施要項の督励方法、こういった今やっている訪問、あと文書、電話とかあります。そういったところの見直しがどこまでできるかということを検討してございますので、そういった検討が整理でき次第、次回の委員会で、また御提示をさせていただければと思っております。

○辻副主査 分かりました。ちなみになんですけれども、新型コロナウイルスは、しばらく続きそうで、ひょっとしたら、その戸別訪問をしばらくなしとすることができるのではないかと。そうすると、戸別訪問は少しできないのだけれども、電話とか、メールとか、それだったらできるとかという事業者がいらっしゃるのではないかと思います。そういう戸別訪問をしない業者も結構、視野に入れていらっしゃるという感じでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。令和2年度、ほとんど1年間、訪問業務をやらずに、今回、市場化事業をやってまいりました。そういった実績もございますので、そういったところの事業の実績も踏まえながら、次回、令和5年5月になりますけれども、そういったところの見直しをしていければと考えてございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明、ありがとうございました。まず、資料の1の2ページの実施経費の状況の(1)の比較につきまして、2つ目のパラグラフで、増加要因は受託事業者の

業務従事者の賃金単価が上昇したことによるものと考えられると書いていただいているか
と思います。この点につきまして、業務従事者の賃金単価が上昇したということ自体はフ
ァクトとして機構のほうで確認されていらっしゃるのでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。前回開始事業、開始前のR F Iで参加業者
から法律施行により人件費が2割から3割程度増加する見込みということは聴取をしてご
ざいます。それをもって、いろいろ検討させていただいております。

○川澤専門委員 もし、例えば単価が上がっているということが事実として確認できて
るのであれば、今、政府としては賃上げというところに積極的に取り組んでいるところ
です。例えば「増加の要因は、法律によって、賃金単価が上昇したことは確認しており、
その増加要因はこれによる影響であると考えられる」という形で、もし確認がきちんと
できているのであれば、確認したということを書きこんで書いていただいて、結果的に、その
増加要因がそうではないかと思われるという形にしたほうがいいのではないかなと思いま
した。その辺り、そこまでは書けないということなののでしょうか。

○西尾部長 あくまでも私ども把握しているのは、R F I時点で業者から確認してござ
いまして、具体的に実際、賃金の単価がどれくらい上がっているかという確認まではして
ございませんので、この書きぶりまでかなという形で整理をさせていただいております。

○川澤専門委員 分かりました。いずれは精算というか、エビデンスを確認されるのだと
思うのですが、そのときにはきちんと確認をした上で評価なり、していただきたいと思
いました。

続いて、最後の9ページの次期調達の話で、先ほども戸別訪問業務の今後についてのお
話ございました。戸別訪問中止しても達成率についてはそれほど変わっていないという状
況があるかと思えます。仮にその戸別訪問を再開した場合に、そうすると電話督促等が減
るのかもしれないですけども、全体としての経費は、より上がる可能性は、戸別訪問を
再開した場合にあるのかなというふうにも思うのですが、その辺りは、どうでしょうか。
例えばNHKも戸別の訪問をもう中止してというような話も報道ベースではある中で、現
時点では、どのような形でお考えなののでしょうか。繰り返しになってしまいますけれど、
よろしくをお願いします。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。私どもも回答が繰り返しになって大変申し
訳ございません。令和2年度、戸別訪問を中止した上で事業を実施したわけですけども、
それでもある程度、例年並みの目標が達成できてございます。そういった点を踏まえ

て、先ほど言った督促内容、ここの見直し、大きく見直してもいいのではないかと考え、今、検討を進めさせていただいております。検討過程なので、この席で明確な回答はできないのですが、次回の委員会におきましては、その旨をしっかりと示させていただきたいと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○中川主査 生島委員、先ほど手を挙げられていたかと思えます。お願いいたします。

○生島専門委員 すみません。私も川澤委員が御質問されたこととかぶってしまっていたので、重複になってしまうのですが、やっぱり賃金の上昇というところにつきまして、ちょっと根拠が曖昧かなと思ったので、それについての御質問でした。

川澤委員から御質問がございましたので、かぶってしまいますけれども、やはり単に賃金が増えと言われても、本当にそれがどのような根拠であったのかということをごきちんとお示しいただかないと、何となく、何を根拠に賃金が増えたのかなということとなり、そう言われても、あまり判然としないなと思えました。このため、それに関しては、なぜこういうふうになったのか、どのような根拠であったのかというのを示していただきたいなと思ってご質問をしようとしたところです。

以上でございます。

○大島部員 国民年金部の大島です。先ほど西尾部長より説明させていただいた点につきまして、今、簡単に補足をさせていただきますと、私ども、この事業にかかわらず、調達をする際には、先ほど申しましたRFI、いわゆる情報提供依頼を行っております。その際には、こちらから提示した仕様で事業を実施することができるかということに加えて、予算、いわゆる見積額を聴取してございます。その見積額に合わせて私どものほうも事業を行うかどうかという判定を行っておりまして、本事業につきましても、このRFIを実施した際に、この見積りにおいて、人件費やシステム経費等の金額のほうを各事業者からいただいております。

その際に、今、その当時行っていました平成29年や30年の事業と比較して、人件費が見積額として大きく増加していたというところで、各事業所にそのヒアリングを行った結果が、この記載させていただいた内容でございますので、そちらをもって、「ではないか」と考えられるという記載で、お答えさせていただいた次第でございます。

○西尾部長 国民年金部長の西尾でございます。補足の補足で大変申し訳ございません。今、委員から御指摘あった内容、お二人の委員から御指摘いただいておりますので、その

人件費については、しっかり内容確認をさせていただきたいと思います。その内容を確認した上で、もうすぐに次期調達の御説明がございますので、そういったところで、よく御説明ができるように努めたいと考えてございます。

○生島専門委員 もしそのようであれば、例えば賃金単価が上昇したということであれば、実際に賃金単価が幾ら上昇して、それによって幾ら幾らになったというようなことを、つまり、単価が幾らから幾らに上昇にして、それによって何円から何円になったというような簡単な計算根拠を示されたら、より一般の人にも分かりやすいのかなと思ったんですね。単純に、この実施経費の全体が、ばくっと上昇したのが全部、賃金単価が上昇した、全体の経費の増加が全部、賃金単価の上昇が原因なのですよと言われると、何となく、ほかのものもまるっと、そこに含まれちゃっているのではないかなと。何だかうやむやにされたような印象になってしまいます。うがって見てしまう気持ちにもなってしまいますので、そうじゃなくて、ちゃんとこうこうこういうような計算根拠で、理由があるのですよということを示されたほうが、うやむやに見えなくてよろしいのではないかなと思って、私や川澤委員のご質問の意図かなと思っております。そのような意味合いでございます。よろしくをお願いします。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。御指摘していただいた事項につきまして、うちの中でも、もう一度ちゃんと理解した上で、今後こういった報告書を書く際には、今のような御指摘を十分踏まえた内容になりますよう努めていきたいと思っております。

○中川主査 ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。

それでは、国民年金保険料収納事業の事業評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 事務局でございます。辻先生からいただきました前回の入札結果状況、こちらにつきまして、恐らく前回評価時の契約状況の数字等、こちらでも確認をして、機構とすり合わせた上で御報告をさせていただくというのが1点。

もう一点、生島先生と川澤先生からいただいております経費につきまして、こちらは御相談なのですが、総務省のほうも機構に合わせた書きぶりとしておりますが、修正の必要があるという認識でよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 個人的には、今の状況は今の書きぶりでもいいのかなというふうには思いますけれども、次期の実施要項の際に、御確認いただいた結果と、どの程度まで確認できたというのは報告いただくという形でよろしいのではないかと思います、いかがでしょ

うか。

○事務局 ありがとうございます。それでは、そのような形で対応させていただければと思っております。

そうしましたら、先生方に御指摘いただいた点を踏まえ、次期実施要項作成に向けて、機構には前向きな検討を促してまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

(日本年金機構退室)

(特許庁入室)

○中川主査 続きまして、書面による手続のデータエントリ業務一式の実施要項の変更及び契約変更について、特許庁審査業務部出願課、大関課長より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○大関課長 特許庁出願課、大関と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、データエントリ業務に新たに追加する業務についての御説明をさせていただきます。

資料2-1を御覧ください。まず、データエントリ業務についてですが、特許庁では、これまで手続の電子化、システム化を進めてまいりましたが、依然として、紙による書面手続をされる方がおりますので、特許庁でその書面を電子化し、電子記録ファイルに格納する必要があります。この書面の電子化につきましては、一定の専門的な技術、知識、設備が必要となります。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の中で、特許庁長官は、磁気ディスクに必要な情報の入力等、編集やこれらに類する処理を行うことになっておりますが、登録情報処理機関に行わせることができると定められております。現在、登録情報処理機関である一般財団法人工業所有権電子情報化センターが行っております。

次に、追加業務の御説明をさせていただきます。この専門的な技術、知識を最大限活用することで、これまで特許庁が行っていた書面の記載内容の確認、不備がある場合の修正作業をデータエントリ業務の一部として追加したいというのが今回の変更点でございます。

また、この確認と修正作業を行う前作業として、特許庁に郵送された書類から電子化対象書類を抽出する作業も併せて追加業務としております。

資料2-1の1.にも経緯として記載してございますが、今回、令和2年10月から令和3年1月に開催されました産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、特許庁の歳入・歳出の構造改革の観点から何点か御指摘をいただいたわけですが、電子化手数料の適正化についても御指摘を受けたところでございます。

この御指摘を受けて、現在の電子化手数料について精査したところ、実費が電子化手数料を上回っていることが判明しましたので、電子化手数料の算出方法から見直しを行いました。併せて書類の電子化業務全体についても、いま一度精査を行いまして、必ずしも特許庁自らが行わなくてよい業務について、データエントリ業務の一部として外注化することとし、先ほど御説明いたしました内容を追加業務として、令和4年4月の発注から変更したいと考えております。

以上が今回の変更の御説明になります。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項の変更及び契約変更について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。浅羽と申します。言わんとすることはすごくよく分かったのですが、その背景事情が少し分からないので、質問させていただきたいと思います。

私、特許特会を見ておりまして、平成31年度の当初予算、令和元年度とそれ以降になりますけれども、そこで前年度剰余金の受入れの金額が1,886億円あったものが、翌年度、全部当初予算ベースですけれども、882億円、3年度で532億円、新年度、令和4年度当初予算案ですと409億円と、かなり落ちてきています。もともとここの数字をちょっと注目していたので、落ちているのが気になっておりました。

そうした枠組みの中で今回のお話を頂戴し、審議会の中で歳出・歳入構造改革があつて、その一環として、電子化手数料の適正化という流れの中で今回の見直しと来たと理解しております。そもそも特許料をメインの収入としている特許特会において、もともと剰余金が多くあったのですけれども、それが急激に減ってきている。その原因の一つが、この電子化。紙で来たものを電子化するに当たって、実費が手数料よりもはるかに上回ってしま

私から以上です。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料B-1、実施要項の改定のところで、ページ数の下のところでいうと2ページのところの赤字で加筆いただいている部分なのですけれども。これ、基本的にはいろいろな申請書類が封入された封筒を仕分をしてというところだと思います。このハのところで、仕分した書類は翌日の12時というところになっていて、また、袋の中に移転登録申請書等が封入されている袋については18時までに返却となっているのですけれども、袋の中にどのような書類が交ざっているということとは分かるのでしょうか。

つまり、結局それが分からないのであれば、常に18時までに仕分けしなきゃいけないになってしまうのではないかというふうにも思ったのですが、その辺り、いかがですか。

○大関課長 御質問ありがとうございます。まず、封筒の中身につきましては、特許庁に申請の方が書類を送ってくる場合には、いろいろな書類を1つの封筒で送ってくる場合がございますので、いろんな形で、特許の出願の願書であったり、意見書という意見を述べるための書類であったり、いろいろ入っております。その中で、書類には全てタイトルが入っております、例えばここで言うております移転登録申請書というのは、紙の書類の一番頭に移転登録申請書というのが記載されております。そういったものにつきましては、あと、こちらに記載ありますが、秘密意匠期間変更請求書等、その書類名を見て、この書類名があった場合には、当日中に返却いただくということの記載でございます。

○川澤専門委員 書類名があった場合には、その書類が入っている袋というのは、1つの袋ということなのですか。封筒ということですか。

○大関課長 そうでございます。封筒の中に、いろいろな書類が封入されておりますので、その封入されているものの中から電子化書類を抽出していただき、そのときに併せて書類名を確認いただいて、今ここに記載がありますような書類があった場合には18時までに返却をしていただくという仕様でございます。

○川澤専門委員 なかった場合は翌日の12時まででいいと。

○大関課長 はい。

○川澤専門委員 基本的に、18時までのこの書類というのは、この3つに限定されているものですか。等というのは、ほかにもかなり含まれるものなのですか。

○西田総括班長 等というのを書かせていただいているのは、これらの書類と併せて、ほ

かの書類も入っていることがあります。そういった意味から、こういったものが封入されている封筒は、ほかの書類と一緒に、その封筒ごとお返しいただくということで、等を入れております。

○川澤専門委員 なるほど。分かりました。基本的には、この3つが入っているものは、それ以外の書類とともにということなのですね。

○西田総括班長 はい。そうでございます。

○川澤専門委員 それであれば、その旨を書いていたほうがいいのか。つまり、何が12時まででよくて、何が18時までなのかというところは、分かりにくかったので。そこはかなり大きな業務の違いになってくるのかなと思いましたので、その3つを含むというふうに形で書いていただいたほうがいいのかと思いました。

以上です。

○大関課長 ありがとうございます。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明ありがとうございます。念のためなのですが、この実施要項(案)、B-1-1ですね。その4ページ目を拝見すると、今回の価格の改定部分が具体的に記載されてございます。これによると、恐らく、従前、手続1件につき1,200円で、書面1枚につき、1枚について700円だったものが、今回、手続1件について2,400円、それから書面1枚について、100円増えて800円になったと記載がございまして、そして上から7行目かな、この手数料について請負事業者の収入になると記載されてございます。

今回、現時点の受託事業者は、今までの仕事に加えて、今回加えられた業務を実施するに当たって、この今申し上げた1,200円プラス、1枚当たり100円プラスが収入になるように見受けられるのですが、この辺り、もちろん現行の事業者は、この条件はもう承諾なさっているという理解でよろしいですか。承諾というのか、内諾といいますか、もうよいと言っているという理解でよろしいでしょうか。

○大関課長 ここの料金の改定の状況について御説明させていただきます。

まず今回、4月1日をもちまして、電子化手数料については、記載にありますとおり、1,200円、700円だったものが2,400円、800円に変更されます。こちらにつきましては、手続者に、落札業者というか、事業者から請求書を送っていただき、直接、納めていただく手数料になります。

私どもの契約の中で、今回増やす分につきましても、お客様から徴収すべき費用であれば、こちらに含まれます。ただし、この電子化する書類の中には、お客様から徴収しないもの、特許庁側が負担するものもございます。そういった書類につきましては、特許庁側がその費用は負担いたします。今回の契約変更の中の金額の表示のところに含まれるということになります。この内容につきましては、現在の事業者とは話をしております、御理解をいただいているところでございます。まだ、今日、小委員会を迎えているところでございますので、見積り等、正式なものはいただいておりますが、そういったことを理解した上で今後、契約を進めていきたいと考えております。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。

それでは、書面による手続のデータエントリ業務一式の実施要項の変更及び契約変更に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 事務局でございます。先ほど川澤先生のほうから、「等」について具体的な記述をということなのですけれども、これは、例えば移転登録申請書、秘密意匠期間変更請求書、国際意匠登録出願書類を含むその他等とかという意味でしょうか。そのような理解でよろしいでしょうか。

○西田総括班長 これらを含む書類だということですね。

○事務局 含む書類という形でよろしいですか。

川澤先生、その方向でよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 はい。含む。申請書が封入されている袋についてはということですよ。大丈夫です。ありがとうございます。

○事務局 分かりました。そのほかは、事実確認だけだと認識しております、特段変更等はないと理解しております。そのような認識でよろしいでしょうか。

○西田総括班長 はい。結構です。

○事務局 ありがとうございます。

事務局からは以上です。

○中川主査 それでは、本実施要項の変更及び契約変更につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと

と思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中川主査 ありがとうございます。

今後、実施要項及び契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(特許庁退室)

— 了 —